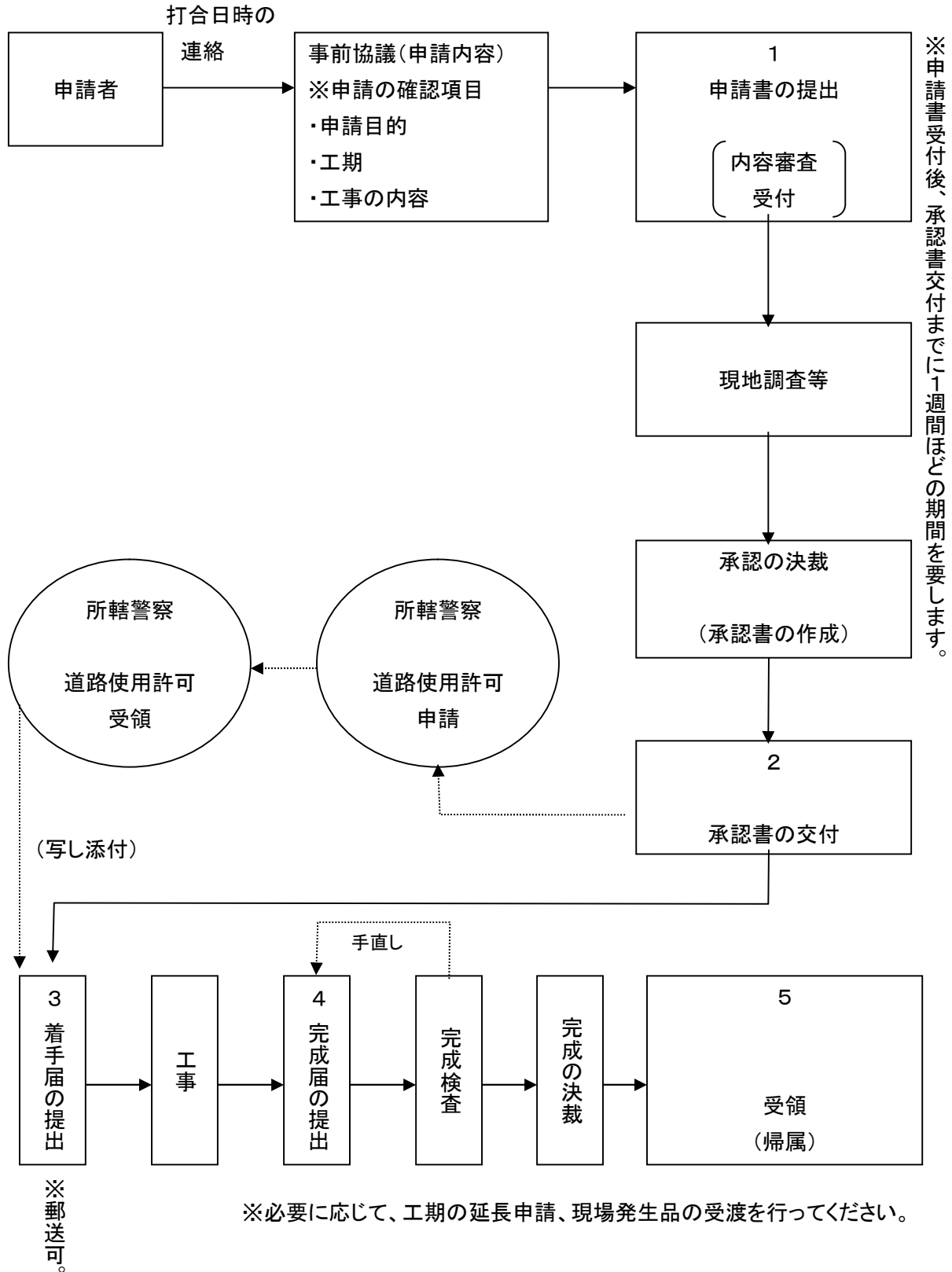


道路自費工事の手続(流れ)



道路自費工事承認申請の提出書類等について

1 道路自費工事承認申請書の提出

提出資料は以下のとおりです。(◎は必須)

- ◎(1)道路自費工事承認申請書 **※申請者欄には申請者の署名又は捺印**
- ◎(2)位置図 (申請箇所が分かる位置図)
- ◎(3)現況平面図及び横断面図 (現況図 S=1/50~1/300程度)
- ◎(4)計画平面図及び横断面図 (計画(敷地内の配置計画等を図示))
(S=1/50~1/500程度)
- (5)構造図 (各種構造物の規格・寸法 S=1/50~1/100程度)
- (6)交通規制図
- (7)求積表
- (8)公図(写)
- (9)隣地及び関係者の承諾書、同意書
- ◎(10)現況写真
- (11)その他(必要に応じて提出してください)
 - ①道路自費工事承認申請の工事内訳(任意様式で可)
 - ②現況および計画縦断面図及び正面図
 - ③現場発生品予定一覧
 - ④工事仕様図

2 道路自費工事承認書の交付

道路自費工事承認書(承認事項、承認条件記載)を交付します。

3 道路自費工事着手届の提出

道路使用許可書の写しを添付資料として添えてください。なお、郵送でもかまいませんが、工事着手の3日前までには提出してください。

4 道路自費工事完了届の提出

添付資料は以下のとおりです。工事終了後、1週間程度で提出してください。

- (1)位置図
- (2)工事写真

5 工期の延長申請がある場合

承認期間終了5日間前までに、工期延期申請(任意様式で可)を提出してください。

6 現場発生品の受渡がある場合

現場発生品(道路付属物)が発生する場合で、道路管理者より返納の指示があった場合については、事前に受渡書(任意様式で可)に担当者の押印を受領した上で工事完成届と同時に、現場発生品調書及び受渡書を提出してください。

道路自費工事申請および工事の施工等にあたっての留意事項

(一般事項)

- 1 この工事は、道路法第 24 条に基づくもので、道路管理者の承認を受けなければなりません。具体的には下記のような工事が対象となります。
 - (1) 歩道切り下げ・切り上げ工事
 - (2) 道路法面埋立工事
 - (3) 道路の盛土・切土工事
 - (4) 防護柵等の新設・撤去工事
 - (5) 側溝等の新設・改修工事
 - (6) カーブミラー・道路照明灯移設工事
 - (7) その他占用工事等以外で道路に関する工事
- 2 この工事は申請者の利便のための工事となりますので、費用は申請者の負担となります。
- 3 工事検査が完了し引き継ぎした後の道路敷地内の施設は、道路管理者の所有物となります。
- 4 申請者は承認内容および承認条件を遵守するとともに、変更の必要がある場合は、直ちに都市整備課と十分に打ち合わせてください。
- 5 申請から承認までの標準処理期間は、1 週間となります。
- 6 承認内容、承認条件に違反した場合は、道路法第 71 条の規定に基づき、承認の取り消し、工事の中止等の監督処分を受けることがあります。

(工事計画)

- 1 施設の構造は、本町あるいは国土交通省の定める基準に適合しなければ、承認できません。事前に都市整備課と十分に打ち合わせてください。
- 2 申請者は計画にあたり、必要に応じて地域に工事内容を説明し、了解を得てください。また、必要に応じて申請図書作成前に隣接地所有者・水路管理者・水利管理者等の承諾を取ってください。
- 3 申請から承認までには日時を要します。工事を急ぐ場合は、早めに申請書を提出してください。

(承認申請図書等)

- 1 自動車乗り入れ口は原則として、1 敷地につき 1 箇所となります。ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は、都市整備課まで別途ご相談ください。
- 2 計画平面図には、自動車乗り入れ口の位置、箇所数、幅の検討などのために必要ですので、民地内の建物や車庫等の施設の位置を必ず記入してください。
- 3 民地内の排水は、民地内で処理してください。
- 4 路面排水処理は、道路構造上、最も重要な事項です。新設の排水構造については、都市整備課と十分に打ち合わせてください。
- 5 橋梁・擁壁などの重要構造物を施工する場合は、強度計算書・安定計算書・応力計算書などが必要となります。
- 6 官民境界については、施工後に紛争が起こらないように図面に具体的な記入をしておいてください。盛土、切土などで原型がなくなる場合は、工事に無関係な線又は点（引照点）から計測（復元）ができるようにしてください。

(工事)

- 1 工事着手前に、所轄警察署（本町は粕屋警察署）の道路使用許可が必要となります。
- 2 承認前に、道路区域内を工事することはできません。また、民地側であってもその工事によって道路構造物

に影響を与える場合は工事できません。

- 3 工事が原因で道路構造物を破損したり、第三者に損害を与えないように、十分な注意と安全対策を実施してください。
- 4 工事により発生するアスファルト殻、コンクリート殻や舗装切断作業の際に切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水などの産業廃棄物の処理は、不法投棄や違法に処理することなく、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）を遵守し、適正に処理してください。
- 5 土砂運搬等で道路面を汚さないようにしてください。また、汚したら直ちに清掃してください。
- 6 工事完了後に完了検査を行います。不良箇所があった場合は、手直ししていただきます。

【道路自費工事にかかる根拠法令】

道路法(昭和二十七年六月十日)(法律第百八十号)

(抜粋)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二條の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
 - 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者
- 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 4 道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

- 5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。
- 6 道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。